

災厄のミュージアムにおける「対話」の理念
— 災厄の表現の「有意味な不安定化」をめざして —
Concept of “Dialogue” in Museums of Catastrophes
— For Meaningful Unstabilizations of Representation —

高原耕平^{*1}, 正井佐知^{*1}, 林田怜菜^{*1}
Kohei TAKAHARA^{*1}, Sachi MASAI^{*1}, Reina HAYASHIDA^{*1}

自然災害や戦災や公害などの「災厄」を主題としたミュージアムは、その出来事をめぐる多様な語りや立場や表現が生まれることについて、どのような役割を担うことができるか。ミュージアムの機能として一般に「収集」「保存」「研究」「学習」が挙げられ、また自然災害のそれについては「伝承」「防災」の役割が強調される。しかし災厄のミュージアムのより本質的な役割は、災厄をめぐる表現を安定化させようとしてかえって不安定化させることである。本研究はこの役割を「災厄の表現の有意味な不安定化＝対話」と規定し、災厄のミュージアムが対話的であるために採りうる工夫と、対話的であることの必要性を検討する。

キーワード: 災厄、ミュージアム、対話
Keywords: Catastrophe, Museum, Dialogue

1. はじめに：被災地の磁極としての「人と防災未来センター」

災厄のミュージアムは被災地や社会に対してどのような役割を担うべきか。「人と防災未来センター」についての、著者（高原）の個人的な体験を物語ることからこの問いにアプローチしてみたい。

事例1 2019年早春、センターに研究員として就職することが決まると家族に伝える。父が「良かったなあ」と言った後、「わしは（センターに）行かんけどな」と言葉を継ぐ。1995年1月17日の早朝、南の地平線に昇る3本の黒煙を神戸市東灘区の自宅のベランダから遠望しながら、「神戸に地震は来へんと思っとったなあ」とかれが言ったのを覚えている。自宅も家族も無傷だったけれども、この父も阪神・淡路大震災の体験者のひとりである。「行かんけどな」という拒絶のことばは、この震災の記憶の継承を理念の一つとする「人と防災未来センター」に対する何らかの否定的な感情を表したものであろう。

事例2 この1ヶ月後、水俣病患者支援団体「相思社」を訪問し、『みな、やっとの思いで坂をのぼる』¹⁾の著者にお会いする。4月から神戸の「人と防災未来センター」で働きますと自己紹介すると、娘が校外

学習で「ひとぼう」（「人と防災未来センター」の略称）に行きましたよ！と言われる。阪神地域の外のひとびとにとって、神戸や「ひとぼう」は観光や修学旅行や校外学習で訪れる場所であり、そこで「阪神・淡路大震災」について学んで帰ってくるところである。ちょうど、神戸から来たわたしが水俣でそうして帰ったように。

事例3 神戸市内の高校生数名が先生といっしょにセンターに来て、著者が案内する。展示ルートの序盤、震災当時の映像を切り貼りした短編動画を鑑賞したあと、高校生のうち1名が涙ぐんでいる。避難所となった体育館で多数の棺を並べた合同葬儀が行われている数秒間のシーンが短編動画に挟まれている。その棺のそばに座っているひとびとのなかに、自分と同じ制服のひとがいた、と言う。著者はこの動画を何度も見ているが制服には気づいていなかった。この生徒にとっては自分が生まれる前の出来事で、映像のなかの高校生も見知らぬひとである。しかし彼女の中で何かにつながり、心を揺さぶっている。

事例4 神戸市内の小学校にフィールドワークに伺う。自己紹介すると、去年うちの5年生が校外学習で「ひとぼう」に行きましたよ、つぎの2月にも行き

^{*1} 人と防災未来センター 主任研究員
Researcher, Disaster Reduction and Human Renovation Institution.

ますのでよろしくおねがいします、と先生に言われる。地域内の学校教員にとって、センターは震災学習や防災教育のプログラムの部品のひとつである。

事例5 センターの男子トイレで、校外学習で来館しているらしい中学生たちが、これから館内で聞く「語り部」講話について「ぜんぜんおもんないし」「つまらんし」と言い合うのを耳にする。

事例6 センターの西館1Fエントランスホールに設置された、1995年当時の建物被害状況地図を、若い姉妹とその母親らしき女性が見ている。この赤や黄色のところがおうちが壊れたところ、と女性が教えている。

「人と防災未来センター」は兵庫県と内閣府が運営費を分担する公的施設であり、Covid-19流行以前は年間50万人の来館者を受け入れていた。2002年開館以来の総来館者は1000万人に達しようとしている。阪神・淡路大震災に関する地域内最大の展示・学習施設であり、また防災学習施設としても国内有数の規模を誇る。

上記の諸事例はあくまで筆者個人が見聞きしたものに過ぎず、そこから実証的な知見が見出されるものではない。たださしあたり、特定の災害を主題とする公的なミュージアムが、被災地域や社会に対して持つ圧倒的な力と権威性をそこから読み取ることができる。**事例2**および**4**は立地地域のみならず九州・西日本といったより広範な地域からも来館者を集め、公教育の枠組みの中でセンターが自らの言説を提示していることを示している。また立地地域内では小中学生としてセンターで学んだ世代が親や教員として再び子どもをセンターに連れてくるという時期に入っている。こうした世代間の再生産性は、安定した運営予算・スタッフ・官民学の連携を背景とする公的ミュージアムの「強み」であろう。**事例6**もこうした世代を越えた影響力を示すものかもしれない。

さらに**事例3**は、センターの展示内容がときに深い情動のレベルで来館者に影響を及ぼすものであることを示している。現実には生じた災害を扱うミュージアムは人間の生死を語る。それはその災害を体験していない来館者の情動や、当事者の実存にまで正負の影響・応答を呼び起こすものである⁽¹⁾。

事例1および**5**は、センターが震災についての代表的な言説を地域内で占有することへの拒絶や、そうした言説に教育という枠組みで参与させられることへの抵抗を示したものと解釈しうる。これはセンタ

ーが提示する言説へ対置されるもう一つの言説というよりは、「言説」以前の呟きや呻きに近いものであって、館内のトイレや市内の自宅で聞かれたものであることを重視すべきだろう。おそらくこの中学生は「語り部」ボランティアや教師に対して公然とその実感を述べることはないだろう。筆者の父が現実的に採りうるのは、ただセンターに「行かない」、自身の体験を「語らない」という、消極的でそれ自体は周囲に明確な影響を与えないような態度である。

被災地域には、その災害についての多様な体験・立場と、それを反映した言説・態度が叢生する。それは時に地域内外で共有され、衝突し、補完しあい、あるいは顧みられない文書に綴じ込まれて眠り、あるいは個人の心中に深く封じられたままである。上記の諸事例は、こうした多様性のなかでミュージアムが体験・立場・言説・態度に一定の方向づけを与えることを示している。いわばミュージアムを磁極とする言説の「磁場」が生成するのである。

2. 本研究の背景、目的、方法

本研究は自然災害や戦災などを扱うミュージアムの在り方を「対話」という理念を軸に検討する。ミュージアムが持つ磁場を、意味のある方向に相対化・再展開するにはどうすればよいのだろうか。

ミュージアムは、その災害についての遺物、資料、説明媒体、「語り部」、多種の学習装置、公的あるいは非公的であることによる権威、教育プログラムとの接合を備えることによって、災害についての代表的な言説を地域内外に提示し、学習させる。唯一の正統的な言説として検閲・強制させるのではないにしても、遺物や資料が持つ説得力や教育プログラムとの接合によって多くの来館者に影響を与え続ける。

「人と防災未来センター」については、阪本・矢守(2010)、寺田(2015)、後述する吉川(2022)などが映像・資料展示や資料研究のあり方について批判的に言及している²⁾³⁾。これらの批判は学術的に一定のコンセンサスを得ていると思われるものの、上述の地域内外に対する「磁場」はおおむね変化していないように思われる。多くの場合、公的なミュージアムが提示する言説に対して対抗言説を設定することができるのは研究者や報道機関に限定される。一般の来館者がそうした言説空間に参加し、ミュージアムが生み出す「磁場」を相対化させる機会は少ない。だとすれば、まずはミュージアム自体が変化しなければならないはずだ。

こうした状況を視野に入れたうえで、自然災害についてのミュージアムの在り方について考えてみたい。すなわち、ミュージアムは災害をめぐる多様な語りや立場に関していかなる働きを持ちうるか。これが本稿の問題意識である。ミュージアムの機能として一般に「収集」「保存」「研究」「学習」が挙げられ、また自然災害のそれについては「伝承」「防災」の役割が強調される。しかし前述の諸事例を起点に考えるとき、こうした役割とは異なる本質が現れるように思われる。つまり災厄をめぐる表現を安定化させようとしてかえって不安定化させるという役割を担いうる可能性である。「伝承」も「防災」も、ミュージアムから生じる語りや態度の多様性・不安定性を深く取り入れてこそ真の活力を持つと考えることはできないだろうか。

いわゆる「伝承施設」を含めると、自然災害についてのミュージアムは国内に多数存在している。東日本大震災の伝承施設・記念碑を網羅する「3.11伝承ロード」に登録された施設のうち、広義のミュージアムと解釈できる「第3分類」は59施設を数える（2022年5月現在）。東日本大震災以前では、人と防災未来センターのほか、野島断層保存館、中越メモリアル回廊、奥尻島津波館、雲仙岳災害記念館（がまだすドーム）等を挙げることができる。こうした施設は被災地内外の注目を集め、人と防災未来センターや、全国の災害伝承施設等ではその社会的な葛藤や問題点がしばしば報告される（4.3節）。本研究は災害のミュージアムを舞台とするこうした波紋や葛藤も含めて、多彩な語りや反応の生成に積極的なものを見出そうとする。

本研究は、自然災害だけでなく、戦災、公害、疾病を含めて広く「災厄」と捉え、その「災厄のミュージアム」の役割を考える。国内の災害研究において「災厄」概念はあまり用いられてこなかった。日本では自然災害natural disasterと、戦災や公害や大規模事故のような人為災害man-made disasterを峻別することが一般的である。なるほど前者では不可抗力としての自然現象が前提であり、それが生じた後の減災や復興が研究の主軸となる。後者はしばしば加害者と被害者の構図がまず生じ、政治的な和解や、過去への反省、人間の愚かさ、平和の希求などが主軸となる。

それにもかかわらず、本稿が敢えて「災厄」にこだわるのは、それらが人間の生命や生活や文化の大規模な破壊であるという外形上の共通性によるのではない。災厄のあと、そうした破壊のふちにいた当

事者は出来事のコアを意味づける（納得し、表現すること）にしばしば困難を覚え、出来事をめぐって無数に生じた言説や実践は社会・歴史・地域共同体に回復と緊張をもたらす。ミュージアムは出来事の痕跡や資料を提示することで、そうした困難を活性化させ、緊張を引き受ける。この構造は自然災害もその他のわざわいも同様であり、本研究はそこに本質的な共通性を見出そうとする。

戦災や公害をめぐる集合的記憶の研究の蓄積や、多数存在するそれらのミュージアムの実践事例は、自然災害の集合的記憶やミュージアムの研究・実践にほとんど参照されていない。本研究は自然災害と他の人為災害の違いは当然のものとしつつ、出来事の表現についての困難や混乱という本質にわたしたちを差し向ける「災厄」の概念を起点とする。

人と防災未来センター研究部に所属する筆者らは以上のような問題意識に立って研究・実践活動「ことばごぼこフィールドひとぼう」を2021年度より立ち上げている。その具体的な活動報告は別稿に譲り⁴⁾⁵⁾、本稿では基盤的な理論考察を試みる。すなわち関連文献を参照しつつ、「災厄のミュージアム」の定義と役割を検討する。

本論部の流れをあらかじめ述べておく。3章では「災厄」「ミュージアム」の定義を文献研究によって規定し、「災厄のミュージアム」を定義する。4章では、災厄のミュージアムの機能と宣言的な役割を検討し、さらにミュージアムを波源とする「災厄の表現の不安定化」を、もうひとつの、本質的な役割であると考察する。5章では災厄の表現の有意味な不安定化＝「対話」の可能性を検討する。

3. ミュージアムと災厄

3.1. 災厄とはなにか

本稿が「災厄」の概念を導入するのは、その本質を検討することがミュージアムの本質的な役割を再考することにつながるからだ。本節では、災厄とその表現をめぐる問題圏に関わっている2つの先行研究を手かがりに、災厄の定義を検討する。

教育学者の山名淳は、「災害」を「個人の生命や生活を脅かしかねないほど社会の基盤を動揺させるようなさまざまな出来事⁴⁾と広く捉え、自然災害に加えて「戦争や迫害、巨大事故、環境汚染、また金融破綻などのような社会システムの危機」もそこに含めることを提案する。すなわち、ハザードやディザスターというより、「カタストロフィ」としての災厄である。

そうした災厄が持つ性質の一つに「表現（表象化 representation）」の不可能性がある⁶⁾。過去の出来事は想起や表現から独立して存在しており、表現とはその出来事を改めて模写・再生しなおすことだという素朴なイメージをわたしたちは持っている。しかし実際のところ、わたしたちは記録や想起や表現を通すことによってしか過去の出来事にアプローチできない。出来事はそれについての表現の相関体としてのみ現れる。そのため、表現者の意図、文脈、制約、視点によって表現のかたちはゆらぎを帯びる。とりわけ災厄の表現においては、「復興」「和解」「歴史意識」「責任」の描き方や、社会的・歴史的背景の解釈など、現実社会の政治的な葛藤が反映される。災厄とは、そうしたゆらぎやコンフリクトを通じて全体像と細部が繰り返し照射され、再認識され続ける出来事であると言える。

それゆえ、災厄の教育やミュージアムは「表現するものと表現されようとするものとの間の埋めがたい溝にもかかわらずあえて表現しようとする活動」⁹⁾となる。言い換えれば、災厄についての表現（語り、教訓、教育、ミュージアム）はつねに「別の仕方でも語れたかもしれないもの」「表現したがゆえに表現から取り逃されたもの」を裏地として現実化するものである。

さらに、こうした表現の困難のさらに核心には、語るべきことをもつとも持っている（と生存者が罪責感と共に感じる）死者の沈黙と、生存者のことばの心的外傷的な静止がある。その外縁へ遠ざかると、膨大な言説の陳腐さや権力性が現れる。

次に、自然災害とその他の人為災害をそもそも本質的に区別しうるか、という思考が可能である。フランスの現代哲学者ジャン＝リュック・ナンシーは東日本大震災直後の講演で、原発事故そのものが破局的であるのではなく、それが破局的になる基底的な構造に視線を向けるよう促す。その構造とはかれが「一般的等価性」と名付ける、「諸々の力、生産物、作用者ないし行為者、意味ないし価値の無際限の交換可能性と等価性との連関」⁷⁾にすべての存在者を組み込んでゆく仕組みである。つまり、原子力発電所や放射性物質のみが破局的な能力を持っていたのではなく、そこに連なる諸々の技術（電力網や、それを前提とした社会制度、生活）や人々の行為や習慣が総体としてネットワークを形成しており、このネットワークのなかで津波災害から原子力災害への連鎖が生じている。このネットワークには自然の力も人間の行為や価値や意味も相互に交換可能なも

のとして組み入れられており、ネットワーク全体を統御できるものはない。「この相互依存のなかで、「自然」と「技術」の区分、さまざまな技術のあいだの区分、目的と手段の区分 […]、こうした区分がすべて消え去ったのである」⁷⁾。すなわち自然災害と人為災害の区別も、起点が自然と人為のいずれであるかということにすぎず、本質は人間が制御できない連鎖的波及の構造にある。「もはや自然的な破局はない。あるのは、どのような機会でも破局していく文明的な破局のみである」⁷⁾。

原子力災害はこの構造の「範例」にすぎないとナンシーは言う。それ以外の具体例として、戦争中の治水事業遅滞や原爆投下によるインフラ破壊が枕崎台風（1945年）の広島市における被害拡大を引き起こした事例⁸⁾や、都市への過度の集積が災害の「相転移」をもたらすという河田恵昭の議論⁹⁾を思い起こすことができるだろう。

さらにナンシーが言う「一般的等価性」は、人間にとっての「意味」もその連関に組み入れる。ここでいう「意味」とは、人間の行動や体験を過去から未来へつなぎ、世界や人生に方向性を与える感受性である。一般的等価性のもとでは、諸々の自然や技術の「力」も、それによって生産されるモノも、「意味」も、いずれもフラットに価値付けされ、相互に交換が可能となる。かつては宗教や実存といったかたちで諸々の力や世俗の価値を超越していた「意味」は、いまやこのネットワークの他の要素と同じ平面上にある。端的に言えば、防災や伝承の活動に込められた「意味」が、前述の破局的な連鎖構造を制御することはない。たとえば豪雨災害の伝承活動によって事前の備えや共助や避難の大切さを説くことはできても、その伝承活動は空調の効いた施設内で実施せざるをえない。その空調のための電力供給が気候変動を加速させ、次の原子力災害を準備しているのを理解していても、である。

ナンシーが言うように意味の超越性が失われるのだとしても、災厄をめぐる表現や行為が無意味になるわけではないという点は注意が必要である。意味は自然や技術の力と同様に価値付けられ、破局を連鎖させるネットワークの構成要素となってしまうけれども、人間が災厄の意味を探るために表現することや行為することが禁じられるのではない。むしろ、前述の表現の困難に直面しつつ、意味がもはや超越性を持ち得ないことを受け入れたうえで、それでも人間が表現や行為を模索せざるをえない事態が「災厄」の重要な性質である。

以上の検討から、本稿では災厄を「自然と人為の区別が無くなる破局的な連鎖構造のもとで、ことばや行為から意味の超越性が失われても、生き延びたひとびとがその表現を模索してしまう出来事」と規定する。

3.2. ミュージアムとはなにか

ミュージアムのオーソドックスな定義として、まず博物館法を引用することができる。

この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関のうち、地方公共団体〔…〕その他の法人が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。（博物館法第2条）

すなわち「資料の収集、保管、展示」が基本的な機能であり、一般公衆の「教育」「教養」「調査研究」「レクリエーション」および資料に関する「調査研究」が目的とされる。また、館長および学芸員を置き（第4条）、要件審査を満たして都道府県教育委員会等に登録された施設（第10条）が、狭義の博物館（登録博物館）である。

次に、国際博物館会議（International Council of Museums, ICOM）の現行の定義（公益財団法人日本博物館協会による仮訳）は以下である。

博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する公衆に開かれた非営利の常設機関である。

A museum is a non-profit, permanent institution in the service of society and its development, open to the public, which acquires, conserves, researches, communicates and exhibits the tangible and intangible heritage of humanity and its environment for the purposes of education, study and enjoyment.

日本の博物館法と比較すると、「社会とその発展」への貢献というより大きな目的を設定し、収集資料を「有形、無形の人類の遺産とその環境」と定義しなおしている点が異なる。目的、機能、対象者（公

衆）については博物館法と大きな違いは無い。本稿では基本的にこのICOMの定義を踏まえて議論を進めることとする。

3.3 「災厄のミュージアム」の暫定的定義

以上の「災厄」「ミュージアム」の定義を組み合わせて「災厄のミュージアム」の定義を作りたいのだが、国内の施設の現状を踏まえて考慮すべき点がある。

まず博物館法は都道府県教委に登録された「登録博物館」を定義するが、これに加えて、学芸員に相当する職員を置く「博物館相当施設」（29条）と、登録を受けていない「博物館類似施設」の分類がある。平成30年度社会教育調査（文部科学省）では、国内に登録博物館は914件、博物館相当施設は372件、博物館類似施設が4,452件存在する。

本稿は災厄についての多様な語りや立場に対してミュージアムが担いようの役割を検討するものであるため、登録・相当・類似施設という国内法上の区別はさしあたり議論から外すことにする。もちろん、運営主体の安定性や学芸員の有無による活動の深まり方の違いなど、この区分は「多様な語りや立場」の検討にあたって有効な変数になると推測される。しかしそれを検討するためには国内の多数施設の調査が求められるため、理論的検討を主とする本研究では、この区分を重視しないこととする。

次に、博物館法でもICOM現行定義でも「調査研究」が博物館の機能の一つとして明示されている。これを厳密に適用すると災厄を扱う多くの伝承施設や資料館がそこから漏れてしまう。というのも、自然災害や戦災や公害を主題とする施設、もしくはそうした事象の資料収集や展示に一定の割合を割いている施設のうち、学芸員もしくは学芸員相当職員を設置して「資料に関する調査研究」を実施している施設はきわめて数が少ないという実情がある⁽¹⁾。

また「収集」についても、とりわけ民間運営の小規模施設では資料の寄贈を受け入れることはあっても積極的な収集活動を持続的に実施することは困難であると推測する。

最後に、ICOM現行定義の「社会とその発展」という理念は災厄のミュージアムの理念をカバーすると考えられるものの、災厄のミュージアムに特化したものではないためいったん外すこととする。

以上より、本稿では「災厄のミュージアム」を「特定の災厄についての有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみ⁽²⁾を目的として収集もしくは受け入れ、保存、普及、展示する公衆に開か

れた非営利の常設機関である」と定義する。

こうした「緩い」定義はミュージアムの本質を曖昧にしかねない。だが敢えてこのような定義を試みるのは、民営の小規模施設なども可能なかぎり広くカバーし、各運営主体のユニークな取り組みを今後の研究で参照したいためである。とくに本研究が着目する、災厄についての多様な語りや表現活動に関して、小規模施設が地域に密着した独自の強みを発揮している事例がある⁽⁴⁾。

4. 災厄のミュージアムのもうひとつの役割

4.1. 災厄のミュージアムの機能と役割

一般のミュージアムについては「資料の収集」「整理・保存」「調査・研究」「展示・教育」が「4本柱」(4大機能)とされる¹⁰⁾。前章で述べたとおり、多くの災厄のミュージアムは学芸員を持たず「研究」機能を欠くため、「資料の収集もしくは受け入れ」「整理・保存」「展示・教育」が災厄のミュージアムの定義上の機能であると言える。

では、こうした機能によって実現される、より高次の目的あるいは役割は何か。ごく一部であるが既存の災厄のミュージアムの運営理念・目的を表1にまとめた。これらの文言を抽象化するとおおむね以下の3点に集約できると考えられる。

- (1) その災厄から生まれた普遍的価値の表現・実現・伝承(「防災」「平和」など)
- (2) その災厄の実態の表現・伝承(被害規模、復興状況、社会的・歴史的背景、死者や生存者の状況、証言など)
- (3) その災厄が生じたという事実それ自体の証示

以上の3項目を災厄のミュージアムの宣言的な役割と呼ぶことにする。「宣言的」とは、各施設の運営主体が運営理念として宣言しているものという意味であり、社会で果たしている現実の役割と完全に等価でないことを強調するための呼称である。

日本の博物館学史では博物館の一般的な目的は社会教育もしくは資料保存であるとされる¹¹⁾。災厄のミュージアムも確かに広義の社会教育を担っていると言えるが、市民の教養の向上にとどまらず、価値や規範、また「意味」の次元にまで踏み込んだ理念を表明している施設が多い。それは、災厄のミュージアムがある特定の災厄のあと、社会や生存者がその出来事にどう応答するのか、どのように意味づけるのかという課題に答えようとするものであるからだ。

表1 「災厄のミュージアム」の運営理念事例

<p>東日本大震災・原子力災害伝承館</p> <p>「世界初の甚大な複合災害の記録や教訓とそこから着実に復興する過程を収集・保存・研究し、風化させず後世に継承・発信し世界と共有すること」</p>
<p>とみおかアーカイブ・ミュージアム</p> <p>「東日本大震災及び原子力災害による被災の経験と教訓を風化させることなく後世に伝えるとともに、富岡町の歴史、民俗、自然科学及び富岡町震災遺産保全等に関する条例第2条の規定に基づく震災遺産を収集、保管及び展示し、町民の学習、学術及び文化の発展に資するため」</p>
<p>リアス・アーク美術館(※「東日本大震災の記憶と津波の災害史」常設展示の目的)</p> <p>「東日本大震災及び大津波によってもたらされた、気仙沼市、南三陸町への災害被害の実態を記録・調査し、それらを復旧、復興活動において有効に活用できるように取りまとめること。」</p> <p>「今後も想定される地震、津波災害に向けて、防災教育や減災教育のための資料として活用可能なように震災被害の実態を取りまとめること。」</p> <p>「東日本大震災被災という重大な出来事を、地域の重要な歴史、文化的記憶として後世に伝えるとともに、日本国内、あるいは世界で行われている災害対策事業等への具体的な資料提供を行うこと。」</p>
<p>人と防災未来センター</p> <p>「阪神・淡路大震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に生かすことを通じて、災害文化の形成、地域防災力の向上、防災政策の開発支援を図り、安全・安心な市民協働・減災社会の実現に貢献すること」</p>
<p>水俣病資料館</p> <p>「水俣病の歴史と現状を正しく認識し、悲惨な公害を再び繰り返してはならないという切なる願いと、貴重な資料が散逸しないよう収集保存し、これを後世へ継承していくこと」</p>
<p>広島平和記念資料館</p> <p>「原子爆弾による被害の実相をあらゆる国々の人々に伝え、ヒロシマの心である核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与するため」</p>
<p>沖縄県平和祈念資料館</p> <p>「私たちは、戦争の犠牲になった多くの霊を弔い、沖縄戦の歴史的教訓を正しく次代に伝え、全世界の人びとに私たちのこころを訴え、もって恒久平和の樹立に寄与するため、ここに県民個々の戦争体験を結集して、沖縄県平和祈念資料館を設立いたします。」</p>

※各施設のウェブサイトや設置条例等から抜粋

4.2. 相互作用における本質的役割

ここまで「災厄」および「災厄のミュージアム」の定義、災厄のミュージアムの定義上の機能、宣言的な役割を整理した。本節ではさらに災厄のミュージアムの本質的な役割を考えたい。とくに提案したいのは、役割をミュージアムそれ自体の機能や理念において規定するのではなく、ミュージアムとその外部（来館者、当事者、地域コミュニティ、社会など）との関わりにおいて捉えることである。

前節の「宣言的な役割」は、あくまで各機関が理念として目指しているものであって、その理念に沿ったミュージアムの活動や表現が社会や地域に対しておよぼす影響や、それへの応答は、宣言的な役割が目指すとおりには進まない。その過程は動的で予測がつきがたいものである。すなわち、ミュージアムの存在や活動が（地域）社会や当事者・非当事者に刺激を与え、感化や学習や体験の再解釈を促し、また反発や批判を引き起こす。そうした正負の反応はミュージアムの側に反省や軌道修正、あるいは正当化や硬化を促す。この過程で、災厄をめぐる表現は多様性を保つための活力を供給され、あるいは限定された形式に陳腐化する。

関連する事例をいくつか検討してみよう。

第1章の事例は災厄のミュージアムと外部の関わりがさまざまな性格を持つことを示している。また、人と防災未来センターに関しては、吉川（2022）がセンターの震災資料収集・保存機能の位置づけが設立時に変化したが、市民や専門家からの問題提起に向き合わず、センターの展示が被災者の経験と歴史的背景を反映した「歴史像」を欠いたままであることを批判している¹²⁾。災厄のミュージアムと外部の市民・専門家のあいだに有意味な関わりが生じなかったために、展示内容が硬直化した事例と言える。

兵庫県南部地震を引き起こした野島断層は、現在硬化処理を施されて北淡震災記念公園（野島断層保存館）で保存・展示されている。震災直後に地震学者が断層保存を提唱した際、災厄を引き起こした「元凶」を保存・展示することに対して否定的な反応を示す周辺住民が多かったという。しかし20年以上の運営を経て、同館の運営が地域雇用を生み出していることも背景となって、住民の反応は好転しているという⁶⁾。

東日本大震災・原子力災害伝承館の「語り部」ボランティアの講話内容について、国や東京電力を含む特定団体への批判を避けるよう同館運営者が求めていることが報道された。菅（2022）は、原子力災

害をめぐるパブリック・ヒストリーの「共有された権限shared authority」を実践することの難しさが露呈していると指摘する¹³⁾。

みやぎ東日本大震災津波伝承館（石巻市）の展示について「創意工夫を欠いている」と地元から批判が上がった¹⁴⁾。開館前に施設のコンセプトと展示内容が二転三転したことが証言されている¹⁵⁾。この事例は、災厄のミュージアムが、出来事についての公的な語り手となることを目指す主体が多数入り交じる場となってしまうこと、そうした「記憶のポリテクス」が展示物や表現内容を直接左右し、地元住民や新聞読者といった他の主体の関心を引き起こすことを示している。

以上のように、ミュージアムの宣言的な役割は、ミュージアムとその外部の相互作用（インタラクション）を引き起こす。研究や報道で取り上げられる事例は否定的なものになりがちだが、相互作用にはミクロ・マクロのレベルで肯定的な事象も含まれる。たとえば、来館者が災厄の実態を学ぶこと、自分自身との関係や当事者性を感じる、「あの施設なら資料を受け入れてくれるだろう」といった地域住民の安心感などである。

本稿が重視する課題は、相互作用が肯定的・否定的であるかというより、相互作用の本質である。災厄のミュージアムの「あえて表現しようとする活動」⁹⁾は、ミュージアム単体で生じるものではなく、それを波源とした相互作用の全体が災厄の表現であり、そこに宣言的な役割とは別の、より本質的な役割があるはずなのだ。

4.3. 「表現の不安定化」の源としてのミュージアム

この相互作用の本質は何なのだろうか。それを規定するにあたって、ミュージアムが相互作用の基礎としての災厄への〈接近不能な経路〉を示す施設であることを指摘したい。

災厄のミュージアムは、その災厄の写真や映像、そしてなにより遺物を展示する。ミュージアムの展示構成がどれほど理解しやすい物語を提示していても、遺物はそうした物語を必要とせずに、それ自体のauraを帯びてそこに存在している。来館者が見学コースのなかで脚を止め、吸い付けられて動けなくなるのは、慎重に練り上げられた説明パネルではなく、遺物を前にしてのことである。

遺物は災厄が起きたことそのものをその全身で証示する。見学者はそれを見つめ、説明文を読み返し、その遺物に対して起きたことを読み取ろうとする。日常生活では決して起きない強烈な力による歪みや

焦げ跡や血痕を見て、その遺物そのものや、その周囲にいたひとに起きた事態を直観し、想像する。

しかし想像は出来事それ自体にたどり着くことはできない。遺物は、災厄の出来事そのものが存在することを示すと同時に、それに接する者がその出来事そのものを体験しなおすことはできないことも教える。その遺物が間近にあり、出来事存在を直撃的に感じるほど、出来事は遠ざかる。カフカの短編小説『掟の前で』の扉のように、遺物は出来事へ通じているけれども人がそこを通過してゆくことのできない経路として現れる。

こうした接近不能経路としての遺物や生々しい写真や映像を災厄のミュージアムが擁することによって、災厄の表現が単一の形式に確定できないことが確認され、相互作用もつねに更新されてゆく可能性を保つ。

災厄のミュージアムは以上の基礎的な性格を持った相互作用の可能性と現状のなかで、あえて特定の表現を選択する。すなわち、資料の収集と展示に一定の指針を設け、来館者や地域住民に自らを開いて示す。それは災厄のあとの混沌とした世界に表現を通じて何らかの意味や秩序や方向づけをもたらそうとする営みである。この営みは公共のものとして、非体験者や後続世代への伝達・伝承という期待を負う。わたしたちが社会や世代の連続性を求めるかぎり、やはり災厄のあとにミュージアムを建てざるをえないのである。

しかし、ミュージアムがある表現や方向づけを選択して提示した瞬間、相互作用が始まる。つまり「こんな展示の仕方の良いのか」「ほかの語り方があるのではないのか」といった問いかけや、資料や展示の奥深さに触発された新しい表現の生成が始まる。ミュージアムは災厄の表現を安定させることを目指しながら、かえってそれをめぐる緊張の舞台となる。災厄のミュージアムの本質的な役割（＝解決不能な困難）とは、社会・地域・個人といった相互作用の全域において、災厄をめぐる表現を不安定化させることにある。

5. 表現の有意義な不安定化のために

すると、災厄をめぐる表現の不安定化を前提として、ミュージアムはそこへどのような関わり方ができるのか。さいごにこの点を考察したい。本稿の主張は、望ましい不安定化とそうでない不安定化があるはずだ、ということである。

5.1. 災厄のミュージアムと対話の理念

表現の不安定化の望ましい在り方を「有意義な不安定化」と呼ぶことにする。ここで「有益」や「有効」ではなく「意味」にこだわるのは、3.1節で論じたように、災厄の表現においてしばしば希求され、また危機に瀕するものが意味だからである。宣言的な役割は「平和」「防災」「伝承」といった超越的な意味を志向するが、宣言と実際の相互作用はナンシーの言う一般的等価性に飲み込まれてしまう。つまり「この災厄が起きた意味とは、この災厄をわたしたちが生き延びた意味とは、こうである」という表現が自然の力や生存体験を一方向的に規定し、それら乗り越える力をひとに与えることはできない。けれども相互作用のなかでひとは表現を模索せざるをえないし、意味の脱落を前提とした表現は災厄の反復である。だから、表現の不安定化の望ましい在り方は、その過程で何らかの意味を呼び起こすものでなくてはならない。

表現の不安定化とは、いったん与えられた表現が唯一確定のものとしてされず、破棄されうるもの・暫定的なもの・あらゆる可能な表現のうちの一つにすぎないものと位置づけられることである。それが有意義な在り方をすると、その表現に接した来館者や地域コミュニティや社会が、災厄から半身をひきはがすことができるような新しい表現の可能性を得ることである。すなわち、災厄を完全に過去のもの、自分から切り離された外部のものとして位置づけることはできないにしても、その災厄と自分との関係を捉えることができるほどには両者の隔たりが確保されること、とりわけその隔たりが解釈や言語化その他の表現⁶⁾によって維持されることである。つまり、災厄の意味はこのようにも捉えることができるかもしれない、このような表現も選択できるかもしれない、という可能性を相互作用の主体に触発する在り方が、有意義な、望ましい不安定化のかたちである。

こうした「表現の有意義な不安定化」を〈対話〉と呼び替えてみたい⁷⁾。というのも、災厄の意味の模索を可能にする表現の触発は、館内で一回生じて終わりではなく、理想的には連鎖的に生じ、またその相互作用の反復のなかで多様な表現が重ね合わされ、意味が深まる（災厄からの隔たり方が豊富になる）。これは一般的な意味での「対話」において、市民同士がことばを真摯に重ね合わせる過程で真理が開示されることと相似形を成しているためである。

では、災厄のミュージアムが対話的であるためには、どのような工夫が可能だろうか。第1に、来館者や地域社会に新たな表現の可能性を触発するだけで

なく、ミュージアムの展示や存在も新たな表現や意味の深まりを準備するものでなければならないと考えられる。ミュージアムの側が来館者を一方的に触発するのではなく、ミュージアムの側もまた再構築の可能性を蓄えた表現の形式を探る必要がある。既存の災厄のミュージアムの多くは、その災厄の「実態」や「教訓」を伝えるために、被害の正確なデータや社会的歴史的背景の体系的解説に重点を置いている。これはたしかに学習という機能のために必要なことだが、P. フレイレの言う「銀行型教育」¹⁶⁾にとどまってしまう。

また、これは災厄のミュージアムの建築様式や物理的な在り方の課題でもある。表現の不安定性を内包しようとする展示施設は、固定された壁や順路を持たないかもしれない。また、ある一箇所に建つ施設ではないかもしれない⁸⁾。

第2に、相互作用自体をアーカイブしてゆくことは対話的な災厄のミュージアムの仕事であると考えられる。ミュージアムの表現を契機の一つとして、その災厄の表現のこころみが重ねられてゆく。それも資料として収蔵することで、次の対話の意味と不安定性が厚みを増すと考えられる。

第3に、新たな表現と不安定化を求めて災厄のミュージアム自体が対話の場となることである。ミュージアムは基本的に「受け身」の施設である。来館者がどの展示資料から何を読み取り、触発されるのかマイクロな方向づけはできない。しかし収蔵資料を活用したワークショップや哲学実践などを開催することで、「災厄の表現の有意義な不安定化」を生み出す場所を能動的に作り出すことができるはずである⁹⁾。

5.2. 検討：対話的な災厄のミュージアムは必要か

さいごに、災厄のミュージアムが「対話」を通じて社会と復興にもたらしうるものを検討するため、この「対話」の理念について、いくつかの原理的な論点・課題を整理する。

一般的に「対話」には2種類の理解がある。社会的な合意にたどり着くための、いわば手段としての対話と、対話の過程自体が真理を開示するという、いわば目的としての対話である。本研究の〈対話〉は後者に近く、原理的には終着点はないことになる。

ではミュージアムがその一部に介在する〈対話〉は、永遠に続くものなのだろうか。災厄の表現の相互作用の原動力は、ある表現に対して個人や社会が触発され、新たな表現を試みることにある。この触発は災厄の当事者性によって強まると考えられる。

すると、ある特定の災厄に当事者性を持つ人の数は時間経過によって減るため、触発と相互作用もまた減衰してゆくことになる。特定の災厄の相互作用は特定の世代に限定される。

しかし遺物や資料は世代を越えるために保存されるのであり、4.3節で論じた接近不能経路としての性質は当事者性の有無のみに制約を受けるものではない。たとえば1章の事例3のように、遺物や資料の側から来館者の当事者性が触発されることがありうる。多様な語りや表現を生む原動力は、なるほど量的には時間経過によって衰えてゆくにしても、表現の不安定化の可能性は永遠に続く。また、新たな災厄によって、古い災厄の資料から触発を受けることもあるかもしれない。

すると、ある災厄をめぐる対話は全般的には時間経過によって衰えつつも、決して完結することはない。複数の災厄を重ね合わせるような相互作用も生まれるかもしれない。特に自然災害はくりかえし新たに生じるため、そのたびにミュージアムと表現が生まれる。意味を求める模索は限りなく重ねられ、ミュージアムを通じて絶えず現在が歴史化され、歴史が現在化される。その大量の相互作用を人間はどこまで受け止めることができるだろうか。重畳する対話の重みに耐えかねて、ある時代から意味の希求がリセットされ、ただ表現が表現のみを求めるようになるのかもしれない。

第2の論点として、災厄をめぐる表現の有意義な不安定化が共同体や社会、また多世代においてどれほどの広がりを持ちうるだろうか。対話はミュージアムと来館者の間だけでなく、ミュージアムを触媒としつつ人間同士の間でも展開される。1章で述べたように、災厄のミュージアムはひとびとの多様な体験や立場を反映したマルチ・ナラティブな場所となる。そうした語りや、ただミュージアムの周囲に散発するのではなく、表現と意味の深まりを求めて語り手の身体を伴って重なり合うことがある。

けれども各々の体験があまりに異なるとき、お互いの体験の意味を尊重しあうための共同の表現を見出すことは容易ではない。とりわけ表現が言語に依存するときはそうである。表現が不安定化することは、社会を覆っていた曖昧な表現が確実でないものとみなされることである。それは各自の体験を顕わにして、体験の再解釈や深い共有を可能にするかもしれない。しかし不安定化の後に共有や相互理解が成立することは保証されない。むしろ大雑把で安定した表現（「がんばろう神戸」「創造的復興」「福

島の再生なくして日本の再生なし)が間質液のように世間を満たしているほうが良いのかもしれない。対話は共同体をひらきうるのだろうか。それとも、表現の不安定化を通じて探り取られる「意味」は超越性も当事者・非当事者間の連帯も獲得することはなく、ただ各自が自身の体験に孤立するのだろうか。

5.1節の議論が妥当ならば、災厄のミュージアムが「対話」の理念を現実化することは可能であると考えられる。しかし本節の議論を集約すると、表現の有意味な不安定化が、災厄の後の復興や回復にとって単純に有効・有益であると請け合うことはできない。このことを確かめるためには、論文という表現方法をいったん終わりにして、ミュージアムの内外で表現の不安定化と意味の応答を試してみなければならぬ。

補注

- (1) ただ、この生徒が着目したのは動画中に一瞬映る制服であって、共感の重心は動画の(半ば架空の「姉」の死と、生き延びた主人公のその後の人生の語りという)表面上のストーリーではおそらくなかったことは付記しておく必要がある。
- (2) この条件が揃う施設として「奥尻島津波館」「リアス・アーク美術館」「南相馬市立博物館」「福島県立博物館」「東日本大震災・原子力災害伝承館」「とみおかアーカイブ・ミュージアム」「雲仙岳災害記念館 がまだすドーム」「広島平和記念資料館」「長崎原爆資料館」「沖縄平和記念資料館」「ひめゆり平和祈念資料館」「水俣市立水俣病資料館」が挙げられる。
- (3) 定義に「楽しみenjoyment」を残したのは、商業テーマパークのような一過性の気晴らしを期待するからではない。ただ、災厄のミュージアムからひとびとが受け取るものは悲惨・沈痛な物語だけではなく、たとえば生存者が何らかの肯定的感情や深い発見の感情を得るといった可能性を留保しておきたいためである。
- (4) 本稿は個別事例を検討・紹介するものではないため本文中では取り上げないが、こうした事例として、故地を追われた原子力発電所災害被災者が情報共有を行う場が母体となった「ふたばいんふお」、津波行方不明者家族の捜索活動に寄り添いつつ旅館の一室を改装して関連資料を展示する「原子力災害考証館」、水俣病被害者の支援を行いつつ、被害者から譲り受けた資料を展示する「水俣病歴史考証館」、資料展示とお好み焼き調理・販売を同室で行う「復興交流館モンドラゴン」(広島市安佐南区)などが挙げられる。
- (5) 同公園関係者に対する直接の聞き取りから。

- (6) ここで表現と「言語化」を等しいものと考えざるべきではないかもしれない。言語と意味はときにあまりに近すぎる。美術、祭り、歌唱、舞踊なども災厄の表現となりうる。
- (7) なお、ICOM2019年大会で検討された博物館の新定義案は、「批判的な対話」という表現を用いている。「博物館は、過去と未来についての批判的な対話のための、民主化を促し、包摂的で、様々な声に耳を傾ける空間である。Museums are democratising, inclusive and polyphonic spaces for critical dialogue about the pasts and the futures.」。
- (8) せんだいメディアテーク「3がつ11にちをわすれないためにセンター」の移動式資料室「アーカイブヴィークル」は、この仮説の実証実験の一例であると解釈できるかもしれない。

参考文献

- 1) 永野三智(2018), *みな、やっとの思いで坂をのぼる* 水俣病患者相談のいま, ころから株式会社.
- 2) 阪本真由美・矢守克也(2010), 災害ミュージアムを通じた記憶の継承に関する一考察 地震災害のミュージアムを中心に, *自然災害科学*, 29(2), pp.179-188.
- 3) 寺田匡宏(2015)「無名の死者」の捏造 —阪神・淡路大震災のメモリアル博物館における被災と復興像の演出の特徴, 木部暢子編, *災害に学ぶ: 文化資源の保全と再生*, 勉誠出版.
- 4) 林田怜菜・正井佐知・高原耕平(2022), 災厄のミュージアムにおける「対話」の可能性 「ことばぼこぼこフィールドひとぼう」初期事例報告, *災害情報学会第24回学会大会 2022年3月19日*.
- 5) 高原耕平(2022), 「さわる、そっからかんがえる」: 人と防災未来センターにおける災厄をめぐる対話ワークショップ事例の報告, *全日本博物館学会第48回研究大会, 2022年6月26日*.
- 6) 山名淳(2017), 災害と厄災の記憶に教育がふれるとき, 山名淳・矢野智司編著, *災害と厄災の記憶を伝える教育学は何ができるのか*, 勁草書房, 序章.
- 7) ジャン＝リュック・ナンシー, 渡名喜庸哲訳(2012), *フクシマの後で 破局・技術・民主主義*, 以文社.
- 8) 宮川卓也(2022), *多重災害(複合災害)*, 塚原東吾ほか編著, *よくわかる現代科学技術史・STS*, pp.4-5, ミネルヴァ書房.
- 9) 河田恵昭(1995), *都市大災害*, 近未来社.
- 10) 全国大学博物館学講座協議会西日本部会(2012), *新時代の博物館学*, 芙蓉書房出版.
- 11) 大堀哲・水嶋英治編著(2012), *博物館学I 博物館概論*博物館資料論*, 学文社.
- 12) 吉川圭太(2022), *震災資料と震災展示 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターをめぐる*, *歴史評論*, No. 865, pp. 32-44.
- 13) 菅豊(2021), 災禍のパブリック・ヒストリーの災禍, 標葉隆馬編, *災禍をめぐる「記憶」と「語り」*, pp. 113-152, ナカニシヤ出版.
- 14) 河北新報, 石巻の津波伝承館、宮城県議会で批判相次

- ぐ 「創意工夫ない」, 2022年3月11日付記事.
- 15) 朝日新聞, 【「復興」を聞く】津波伝承館展示監修・山内宏泰さん, 2021年9月6日付記事.
 - 16) パウロ・フレイレ, 三砂ちづる訳(2018), 被抑圧者の教育学, 亜紀書房.